

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子案）

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間を中心に取りまとめたものである。

復興の概況

○ 復興に向けた取組

- ・ 東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。
- ・ 政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支援やインフラの復旧等に取り組んでいる。この際、復興施策に関する事業計画や工程表を策定し、定期的に進捗状況を把握しながら、進行管理を行ってきた。
- ・ 発災直後と比べれば、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、被災地域の状況に応じて、住宅再建・復興まちづくりの加速化、なりわいの再建、原子力災害による環境汚染や健康不安、風評被害の克服等の課題がある。
- ・ 平成 24 年 12 月以降、現場主義に立って施策の総点検を行った。これを踏まえ、地震・津波災害からの復興については、1 日も早い住宅再建・復興まちづくりに向け、復興事業の工程や目標等を示し、事業の加速化に向け取り組んでいる。
- ・ また、原子力災害からの復興については、我が国がこれまでに経験したことのない事態であり、放射線による健康への影響の懸念をはじめとする不安がある中で、避難者の帰還・定住のための環境整備と長期避難者に対する支援に取り組んでいる。
- ・ さらに、震災復興の中で、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向け、地域の先導的な取組を支援するとともに、人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築している。

○ 復興の現状

- ・ 当初約 47 万人に上った避難者は、約 29 万人となり、そのほとんどが仮設住宅等に入居している。仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅等への移転が始まりつつある。
- ・ 公共インフラについては、本格復旧・復興の加速化を進め、おおむね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進されている。高台移転や土地のかさ上げ等の事業は、大半について事業計画の策定が完了し、順次着工が始まりつつある。
- ・ 被災地の鉱工業生産能力は震災前の水準にほぼ回復し、有効求人倍率も 1 を超えているが、津波被災地域等における産業や商店街の復興や一部の沿岸部の雇用者数の回復、雇用のミスマッチ解消等の課題がある。
- ・ 原子力災害からの復興については、避難指示区域の見直しが完了した。これに併行して、除染、インフラ復旧等の帰還に向けた取組や長期避難者に対する支援が行われている。また、放射線による健康不安の解消に向けた取組等も行われているが帰還の見通しを持つには至っていない。

I 復興の取組

1. 現場主義に立った復興加速化

(1) 復興財源フレームの見直し

- 「集中復興期間」における復旧・復興事業の規模と財源について見直すことを決定。
- これまで確保されていた19兆円程度に加え、日本郵政株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を追加するほか、平成23年度決算余剰金等により2兆円程度を確保することにより、合計25兆円程度の財源を確保。
- 不適切使用の批判を招くことがないよう用途を厳格化。

(2) 福島・東京二本社体制

- 現地の実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断・実行するため、福島に「福島復興再生総局」を設置。
- 関係省庁の諸施策を総括し、総合的かつ強力に原子力災害からの福島の復興・再生を推進するため、東京に「福島復興再生総括本部」を設置。

(3) 復興加速策の具体化・推進

(「2. 住宅再建・まちづくりの加速化」「3. 原子力災害からの復興に向けた取組」における記述の概略)

2. 住宅再建・まちづくりの加速化

- (1) 住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ（第一弾）
 - 平成 25 年 3 月に、民間住宅等用宅地及び災害公営住宅について、地区単位の詳細な工程表や戸数ベースでの供給目標の見通しを公表し、四半期毎に更新。
 - 用地取得の迅速化、埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化、資材・人員不足への対応等の取組の取りまとめ。
- (2) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第二弾）
 - 平成 25 年 4 月に、用地取得等の手続き面での簡素化を図ることを中心に加速化措置の取りまとめ。
- (3) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置のフォローアップ
 - 平成 25 年 6 月、新たな加速化措置を含め短期間で積極的な取組が進められていることを確認するとともに、より効果的に推進するためのモデルによる試行や現地に即した工夫を促す。

3. 原子力災害からの復興に向けた取組

- (1) 福島復興・再生に係る制度的な取組
 - 平成 25 年 5 月に、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が成立。
 - 国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充等。
 - 「避難解除等区域復興再生計画」を平成 25 年 3 月 19 日に策定。
 - 新たな産業創出の取組を推進する「重点推進計画」及び産業全般の復興・再生の推進を図る「産業復興再生計画」を認定。
- (2) 公共インフラの復旧の取組
 - 住民の帰還に向けて手順やスケジュール等を示した工程表を平成 24 年 8 月以降、市町村ごとに順次作成し 10 市町村について公表。
 - 避難指示解除準備区域では、住民の帰還できる環境を早期に整備するため、インフラ復旧を迅速に進める方針。
 - 居住制限区域では、防犯・防災上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために早期復旧が強く要望されている施設の復旧に取り組む方針。
 - 帰還困難区域では、避難指示解除準備区域において日常生活に必須なインフラ施設、生活関連サービス等を復旧するために不可欠となる、広

域的に利用されている施設の復旧等、避難指示が解除された区域または避難指示解除準備区域の復興に必要な事業に取り組む方針。

- 避難指示区域内で生じる工事廃棄物等について円滑な処理を行うため、国、県、市町村等が連携・調整を行い課題の解決を図る協議会を設立。

(3) 避難指示区域等への帰還に向けた取組

- 線量水準に応じて避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つの区域の再編が進められ、平成25年8月7日に完了。
- 平成25年3月7日に、インフラの早期復旧や災害廃棄物等の処理の着実な実施等の取組を中心とする「早期帰還・定住プラン」の取りまとめ。
- 地域の希望応援復活事業（原災避難区域等帰還・再生加速事業）を創設。

(4) 長期避難者に対する支援

- コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）を創設。
- 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の開催。
- 避難住民の市町村の受入れ経費への特別交付税措置について、包括的に措置するための抜本的な見直し。
- 長期避難者の将来的な帰還に向けて、コミュニティ研究会を設置。

(5) 住民意向調査の実施

- 避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、住民意向調査を実施。

(6) 自主避難者等に対する支援

- 「子ども被災者支援法」を踏まえ、「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議」を開催。
- 「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」において、原発事故の被災者に対する施策の取りまとめ。
- 子ども元気復活交付金（福島定住等緊急支援交付金）を創設。

(7) 除染加速のための取組

- 除染・復興加速のためのタスクフォースを設置し、除染と復興関連の政策目的を同時に達成するための具体的な方策について検討。
- 除染の新技术の利用拡大や除染とインフラ復旧の一体的推進等について中間報告。
- 中間貯蔵施設等福島現地推進本部を設置し、中間貯蔵施設整備等に係る現地の連携体制を構築。

(8) 産業・雇用の課題と取組

- 農産品等における福島ブランドの再生、農林水産業の復興及び再生、中小企業をはじめとした産業活動の活性化、観光の振興等を実施。
- 原発事故の影響により、平成23年度以降に牧草を含む農産物生産の中止を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域の営農再開を支援。
- 避難指定が解除された地域をはじめとする福島県において工場等を新増設する企業に対する補助を実施。
- 発電設備の導入等に対する補助や市民のための再生可能エネルギー発電の体験設備、展示パネルの設置等の支援。
- 福島県沖に世界最先端の浮体式洋上風力発電システムを設置し、洋上風力発電技術の確立を行うとともに、安全性・信頼性・経済性を評価。

(9) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応

- 風評被害を含む放射性物質による影響の低減または克服に向けて、放射線のモニタリング結果等の国内外への情報発信、販路拡大支援、観光業の振興支援、国際会議誘致等。
- 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「対策パッケージ」（被災地産品の放射性物質検査の確実な実施や放射性物資の健康影響等を含めた正確で分かりやすい情報提供等）を公表。

4. 「新しい東北」の創造に向けて

(1) 復興推進委員会における審議過程

- 本年3月から、子どもの成長、地域資源の活用（農業・観光等）などを含む5テーマについて調査・審議を行い、6月に「新しい東北」の目指すべき目標像や施策の方向性について、中間的な取りまとめ。

(2) 今後の取組

- 地域の先駆的な取組を加速化するためのモデル事業を実施。
- 人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築。

5. 予算・決算

(1) 予算

- 平成 24 年度復興予備費使用決定額は 3,396 億円。
- 平成 24 年度東日本大震災復興特別会計補正予算は 3,177 億円。
- 平成 25 年度東日本大震災復興特別会計予算は 4 兆 3,840 億円（平成 25 年度暫定予算計上額は、5,002 億円）。

(2) 決算

- 平成 24 年度の復興特別会計の歳入は、歳入予算額 4 兆 9,706 億円に対し収納済歳入額は 5 兆 222 億円で、予算額との差は 515 億円の増収。
- 歳出については、歳出予算現額 4 兆 9,706 億円に対し支出済歳出額は 3 兆 1,522 億円、翌年度繰越額 1 兆 6,327 億円及び不用額 1,857 億円。このため生じた剰余金は 1 兆 8,700 億円であり、翌年度の歳入に繰り入れ。

(3) 復興関連予算使途の厳格化

- 被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策のみを東日本大震災復興特別会計に計上することを基本とし、学校施設の耐震化、津波被害対策対応の公共事業及び国庫債務負担行為に基づく既契約の歳出化経費以外の全国向け予算については、東日本大震災復興特別会計に計上しないこととした。
- 平成 23 年度第 3 次補正予算及び平成 24 年度当初予算において造成された基金についても更なる使途の厳格化を行うこととし、国へ返還すること等を、基金所管大臣を通じて基金設置団体に要請。平成 25 年 7 月 31 日時点での国庫返還済額は 565 億円、返還予定額は 154 億円であり、合計は 718 億円。

Ⅱ 復興の現状

1 被災者支援

(1) 避難者と仮設住宅等の入居状況

- 発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、平成 25 年 8 月 12 日時点で、約 29 万人。
- 避難者の仮設住宅等への入居状況については、公営住宅等が 26,930 人、民間住宅が 137,960 人、仮設住宅が 106,183 人。
- 仮設住宅等への入居者数は減少しており、恒久住宅への移転が始まりつつある。

(2) 被災者支援の現状

- 市町村と社会福祉協議会や NPO が連携し、ボランティア等による仮設住宅等への見守り活動や、住民のニーズ把握等を実施。
- 総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有するサポート拠点を 117 か所設置。
- 被災者の心のケア対策として、「心のケアセンター」を設置。
- NPO 等が活用可能な政府の財政支援策の情報提供。
- 女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を公表。

2 地域づくり

(1) 災害廃棄物の処理状況

- 進捗状況については、平成 25 年 7 月末時点で、がれき全体の約 79% の処理・処分を完了。
- 岩手県、宮城県は、平成 26 年 3 月末までに処理可能な見込みであるが、福島県（避難区域を除く）の一部地域は、平成 26 年度以降完了。

(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況

- 公共インフラの復旧は、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進。
- 海岸対策で本格復旧工事に着工した地区海岸数は、202 地区（約 43%）。
- 海岸防災林で復旧工事に着手した距離は、68 キロメートル（約 49%）。
- 河川対策で本復旧工事が完了した箇所は、2,113 箇所（約 99%）。
- 下水道は、通常処理に移行した処理場数は、70 箇所（約 96%）。
- 水道施設は、158 事業（約 87%）において、本格復旧が完了。
- 道路の復旧完了等の開通延長距離は、1,153.7 キロメートル（約 99%）。
- 鉄道運行を再開した路線延長距離は、2,079.7 キロメートル（約 89%）。
- 港湾は、83 箇所（約 63%）において本格復旧工事が完了。

(3) 復興まちづくりの状況

- 防災集団移転促進事業の実施が想定される 334 地区中の全てで事業着手の法定手続を完了し、119 地区(約 36%)において造成工事に着手。
- 土地区画整理事業は、46 地区(約 90%)において事業着手の法定手続を完了し、32 地区(約 63%)において事業認可。
- 災害公営住宅の整備に着手した戸数は、11,483 戸(約 52%)。
- 医療施設は、被災直後に入院の受入制限又は受入不可等の制限等から回復した病院は、171 箇所(約 93%)。
- 学校施設は、2,148 校(約 92%)で復旧が完了。

3 産業・雇用

(1) 産業の復興状況

- 被災地域全体の鉱工業生産指数は、震災前の水準並みで推移。岩手、宮城、福島 の 3 県も、内陸部での生産はほぼ震災前の水準に回復。
- 仮設工場・仮設店舗等を整備し、2,803 事業者が入居。
- 中小企業等グループ 535、計 9,365 事業者の施設・設備の復旧を支援。
- 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業で 34 件の支援。
- 伝統的工芸品に係る販路開拓等支援で 38 件の支援。
- 津波被災農地の約 13,470 ヘクタール(約 63%)で営農再開が可能。
- 津波被害のあった約 10,100 の農業経営体のうち 5,070 経営体が営農を再開。
- 主要な魚市場水揚げ数量は、被災 3 県で、被災前に比べ約 70%(直近 1 年間(平成 24 年 8 月から平成 25 年 7 月)の合計の水揚げ数量の被災前 1 年間(平成 22 年 3 月から平成 23 年 2 月)の合計に対する比率)。
- 陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港は、117 漁港(約 37%)。
- 養殖業再開に目途がついた施設は、62,655 施設(約 82%)。
- 被害があった水産加工施設 830 施設のうち 626 施設が業務を再開。
- 観光業については、改善傾向にあるが、全国の水準を下回る状況。

(2) 雇用の状況

- 被災 3 県の雇用情勢は、有効求人倍率が 3 県ともに 1 倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復。
- 沿岸部の一部では、人口減少等により、雇用者数は震災前の水準まで回復していない地域もある状況。

4 原子力災害からの復興

(1) 避難指示区域の見直しの完了

- 避難指示区域の見直しは、平成 25 年 8 月 7 日、11 市町村全てで完了。
- 避難指示区域からの避難者数は、約 8 万 1 千人。

(2) 賠償の状況

- 中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）を策定。
- 東京電力株式会社により、総額約 2 兆 7,277 億円の賠償金の支払い。
- 原子力損害賠償紛争審査会・紛争解決センターにおいて、被害者等の申立てに基づき、被害者と東京電力との和解の仲介を実施。
- 平成 25 年 5 月に、「原賠 ADR 時効中断特例法」が成立。

(3) 除染等の状況

- 人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。
- 除染に伴う除去土壌等は、安全に収集、運搬、保管、処分。
- 国が直接除染を行う除染特別地域については、10 市町村について特別地域内除染実施計画を策定。
- 市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、94 市町村（当面策定予定の市町村全て）について除染実施計画の協議を終了。
- なお、復興の前提となる福島第一原子力発電所の安全性の確保に取り組む。

5 復興関係制度等の活用状況

(1) 復興特区の活用状況

- 規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画については 74 件が認定。
- 土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても岩手県の 10 市町村、宮城県の 13 市町、福島県の 5 市町において公表。

(2) 復興交付金の活用状況

- 復興のステージの高まりに対応した採択対象の拡大、効果促進事業の使い勝手を向上するための制度の見直しといった更なる運用の柔軟化を実施。
- 交付可能額通知を 6 回行っており、その事業費は 2 兆 1 億円（うち国費 1 兆 6,230 億円）。

(3) 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構

- 東日本大震災事業者再生支援機構が設置され、これまでに1,446件の相談があり、254件の支援を決定(平成25年9月13日時点)。
- 産業復興相談センター・産業復興機構では、これまでに2,477件の相談があり、買取決定172件を含む377件が金融機関等による金融支援の合意(平成25年9月13日時点)。

(4) 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

- 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係るこれまでの個別相談件数は4,691件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は845件、債務整理の成立件数は548件(平成25年9月20日)。